

感染症の予防及びまん延防止のための指針

J Aひろしま 介護福祉課 介護福祉事業所

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

介護サービスには、利用者や職員の健康と安全を守るために支援が求められている。

利用者や職員の安全管理の観点から、感染対策はきわめて重要であり、利用者や職員の安全確保はサービス事業者等の責務であることから、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。当事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し、感染症の未然防止・拡大防止のため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 感染症とは

感染症とは、病気の原因となるウイルス、細菌、真菌などの病原体が人体に入り込み、臓器や組織の中で増殖した結果、咳、発熱、下痢等の体調不良となり、人から人への空気感染の他、傷口等から感染すること。

3. 感染症対策委員会の設置

(1) 設置の目的

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の構成委員

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| ①委員長 | 各福祉センター長 |
| ②副委員長 | 各事業所長又は管理者 |
| ③担当者 | 各事業所管理者又は常勤職員 |
| ④第三者・専門家 | 必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師、或いは行政の担当者等 |
| ⑤その他必要に応じ委員を指名する。 | |

(3) 委員会の開催

- ①委員会の開催は、委員長が招集する。
- ②委員会は、年2回開催する。
- ③感染症事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。
- ④会議の実施にあたっては、テレビ電話を用いる場合がある。

(4) 委員会の役割

- ①感染症に対する基本的な考え方、行動規範等及び職員への周知に関すること。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針、及び対応マニュアル等の更新に関すること。
- ③感染症の未然防止及び感染拡大防止に向けた取組みに関すること。
- ④感染症が発生した場合の対応に関すること。
- ⑤研修会及び訓練の実施に関すること。

4. 職員研修に関する事項

職員に対する研修は、基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするものであるとともに、感染症の予防及びまん延を防止する内容とし、以下のとおり実施することとする。

- (1) 年1回以上の定期教育と新規採用時の研修
- (2) 実際の感染症発生を想定した訓練を年1回以上実施
- (3) その他必要な外部研修会への参加
- (4) 研修については、実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 感染等が発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等からの感染症の報告を受けた場合は、職員は管理職、管理者に速やかに連絡し、指示に従う。
- (2) 利用者の居宅において感染症が発生した場合は、関係事業所に連絡し、訪問時の注意喚起を行う。（個人情報のため取扱いに注意する。）
- (3) 感染症の種類により、対応マニュアルに従って対応する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるよう事業所内に掲示することとする。

7. その他感染症予防のために必要な事項

感染症の予防及びまん延防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者や職員の健康を維持するとともに、サービスの質の向上を図るよう努めることとする。

8. 改廃

この指針の改廃は、代表理事組合長が行う。

付則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

この指針は、令和7年6月1日より改定施行する。